

## ○国土交通省令第十三号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第八条第一項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣 石井 啓一

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
  - 第二章 旅客施設
    - 第一節 総則(第三条)
    - 第二節 共通事項
      - 第一款 移動等円滑化された経路(第四条)
      - 第二款 通路等(第五条―第九条)
      - 第三款 案内設備(第十条―第十二条)
      - 第四款 便所(第十三条―第十五条)
      - 第五款 その他の旅客用設備(第十六条―第十八条)
    - 第三節 鉄道駅(第十八条の二―第二十一条)
    - 第四節 軌道停留場(第二十二条)
    - 第五節 バスターミナル(第二十三条)
    - 第六節 旅客船ターミナル(第二十四条―第二十六条)
    - 第七節 航空旅客ターミナル施設(第二十七条―第二十九条)
  - 第三章 車両等
    - 第一節 鉄道車両(第三十条―第三十三条)
    - 第二節 軌道車両(第三十四条・第三十五条)
    - 第三節 バス車両(第三十六条―第四十三条)
    - 第四節 福祉タクシー車両(第四十四条・第四十五条)
    - 第五節 船舶(第四十六条―第六十一条)
    - 第六節 航空機(第六十二条―第六十七条)
- 附則

(定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

改正前

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
  - 第二章 旅客施設
    - 第一節 総則(第三条)
    - 第二節 共通事項
      - 第一款 移動等円滑化された経路(第四条)
      - 第二款 通路等(第五条―第九条)
      - 第三款 案内設備(第十条―第十二条)
      - 第四款 便所(第十三条―第十五条)
      - 第五款 その他の旅客用設備(第十六条―第十八条)
    - 第三節 鉄道駅(第十九条―第二十一条)
    - 第四節 軌道停留場(第二十二条)
    - 第五節 バスターミナル(第二十三条)
    - 第六節 旅客船ターミナル(第二十四条―第二十六条)
    - 第七節 航空旅客ターミナル施設(第二十七条―第二十九条)
  - 第三章 車両等
    - 第一節 鉄道車両(第三十条―第三十三条)
    - 第二節 軌道車両(第三十四条・第三十五条)
    - 第三節 バス車両(第三十六条―第四十三条)
    - 第四節 福祉タクシー車両(第四十四条・第四十五条)
    - 第五節 船舶(第四十六条―第六十一条)
    - 第六節 航空機(第六十二条―第六十七条)
- 附則

(定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 線状ブロック 床面に敷設されるブロックであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本工業規格T九二五一に適合するものに限る。）をいう。

三 点状ブロック 床面に敷設されるブロックであつて、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本工業規格T九二五一に適合するものに限る。）をいう。

四 内方線付き点状ブロック 点状ブロックとプラットホームの内側を示す線状の突起とを組み合わせ配列したブロックであつて、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本工業規格T九二五一に適合するものに限る。）をいう。

五 車椅子スペース 車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）の用に供するため車両等に設けられる場所をいう。

六 十三 (略)

十四 福祉タクシー車両 道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車（高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なもの及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第一条に規定するものに限る。）をいう。

十五・十六 (略)

2 (略)

（移動等円滑化された経路）  
第四条 (略)

2 移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、傾斜

一 (略)

二 線状ブロック 床面に敷設されるブロックであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。

三 点状ブロック 床面に敷設されるブロックであつて、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。

（新設）

四 車いすスペース 車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）の用に供するため車両等に設けられる場所をいう。

五 十二 (略)

十三 福祉タクシー車両 道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車（高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なもの及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第一条に規定するものに限る。）をいう。

十四・十五 (略)

2 (略)

（移動等円滑化された経路）  
第四条 (略)

2 移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、傾斜

路又はエレベーターを設けなければならない。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもつてこれに代えることができる。

3 (略)

4 移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

三 次号に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

四 (略)

5 移動等円滑化された経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 幅は、百四十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。

二 (略)

三 次号に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

四・五 (略)

6 (略)

7 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 かこの内法幅は百四十センチメートル以上であり、内法奥行きは百三十五センチメートル以上であること。ただし、かこの出入口が

路又はエレベーターを設けなければならない。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもつてこれに代えることができる。

3 (略)

4 移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

三 次号に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

四 (略)

5 移動等円滑化された経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 幅は、百四十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。

二 (略)

三 次号に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

四・五 (略)

6 (略)

7 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 かこの内法幅は百四十センチメートル以上であり、内法奥行きは百三十五センチメートル以上であること。ただし、かこの出入口が

複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。

三 かご内に、車椅子使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

四～八 （略）

九 かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。

十～十二 （略）

8|| 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの台数、かごの内法幅及び内法奥行きは、旅客施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

9|| 移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。ただし、第七号及び第八号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち一のみが適合していれば足りるものとする。

一～七 （略）

八 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができ構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

10|| 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であつて主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。

11|| 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（次項において「乗継ぎ経路」という。）のうち、第二項から第九項までの基準に適合するものを、乗降場ごとに一以上設けなければならない。

12|| 主たる乗継ぎ経路と前項の基準に適合する乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。

複数あるエレベーターであつて、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。

三 かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

四～八 （略）

九 かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。

十～十二 （略）

（新設）

8|| 移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。ただし、第七号及び第八号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち一のみが適合していれば足りるものとする。

一～七 （略）

八 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができ構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

（新設）

（新設）

（新設）

い。

(標識)

第十一条 エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（次条において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は次条第一項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けなければならない。

2 (略)

(便所)

第十三条 (略)

2 便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

一 便所内に車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便房（次条において「車椅子使用者用便房」という。）及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房がそれぞれ又は同一の便房として一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられていること。

二 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の便所であること。

第十四条 前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

四 出入口には、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

(標識)

第十一条 エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は次条第一項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けなければならない。

2 (略)

(便所)

第十三条 (略)

2 便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第十四条 前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

三 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

四 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

五 (略)

六 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。  
2 前条第二項第一号の車椅子使用者用便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

二 出入口には、当該便房が車椅子使用者用便房であることを表示する標識が設けられていること。

三 腰掛便座、手すりその他の車椅子使用者の円滑な利用に適した設備が設けられていること。

(削除)

3 (略)

4 前条第二項第一号の高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房には、出入口に当該便房が高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けたものであることを表示する標識を設けなければならない。

第十五条 第十三条第二項第二号の便所には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けなければならない。

2 前条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号並びに同条第二項第二号及び第三号の規定は、第十三条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房が車椅子使用者用便房」とあるのは、「当該便所が高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造のもの」と読み替えるものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第十六条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 (略)

五 (略)

六 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。  
2 前条第二項第一号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

三 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 (略) (新設)

第十五条 前条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号並びに同条第二項第二号から第四号までの規定は、第十三条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第十六条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 出入口を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ↳ロ (略)

ハ ニに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ニ (略)

三 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(移動等円滑化された経路)

第十八条の二 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、第四条第一項の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化された経路をそれぞれ一以上設けなければならぬ。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りでない。

(プラットホーム)

第二十条 鉄道駅のプラットホームは、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が一以上備えられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

二 出入口を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ↳ロ (略)

ハ ニに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ニ (略)

三 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(新設)

第二十条 鉄道駅のプラットホームは、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が一以上備えられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。



四・五 (略)

六 発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム(鋼索鉄道に係るものを除く。)にあつては、ホームドア又は可動式ホーム柵(旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあつては、内方線付き点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備)が設けられていること。

七 前号に掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあつては、ホームドア、可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられていること。

八 プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵が設けられていること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。

九・十 (略)

2 前項第四号及び第九号の規定は、ホームドア又は可動式ホーム柵が設けられたプラットホームについては適用しない。

(車椅子使用者用乗降口の案内)

第二十一条 鉄道駅の適切な場所において、第三十二条第一項の規定により列車に設けられる車椅子スペースに通ずる第三十一条第三号の基準に適合した旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しなければならない。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。

(乗降場)

第二十三条 バスターミナルの乗降場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又

四・五 (略)

六 発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム(鋼索鉄道に係るものを除く。)にあつては、ホームドア又は可動式ホーム柵(旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあつては、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備)が設けられていること。

七 前号に掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあつては、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられていること。

八 プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵が設けられていること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。

九・十 (略)

2 前項第四号及び第九号の規定は、ホームドア又は可動式ホーム柵が設けられたプラットホームについては適用しない。

(車いす使用者用乗降口の案内)

第二十一条 鉄道駅の適切な場所において、第三十二条第一項の規定により列車に設けられる車いすスペースに通ずる第三十一条第三号の基準に適合した旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しなければならない。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。

(乗降場)

第二十三条 バスターミナルの乗降場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又

は駐車の用に供する場所（以下この号において「バス車両用場所」という。）に接する部分には、柵、点状ブロックその他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

三 当該乗降場に接して停留するバス車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

#### （乗降用設備）

第二十四条 旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラップその他の設備（以下この節において「乗降用設備」という。）を設置する場合は、当該乗降用設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

二 四 （略）

#### （転落防止設備）

第二十六条 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロックその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設けなければならない。

#### （保安検査場の通路）

第二十七条 航空旅客ターミナル施設の保安検査場（航空機の客室内への銃砲刀剣類等の持込みを防止するため、旅客の身体及びその手荷物の検査を行う場所をいう。以下同じ。）において門型の金属探知機を設置して検査を行う場合は、当該保安検査場内に、車椅子使用者その他の門型の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための通路を別に設けなければならない。

2 5 4 （略）

は駐車の用に供する場所（以下「バス車両用場所」という。）に接する部分には、柵、点状ブロックその他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

三 当該乗降場に接して停留するバス車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

#### （乗降用設備）

第二十四条 旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラップその他の設備（以下この節において「乗降用設備」という。）を設置する場合は、当該乗降用設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

二 四 （略）

#### （転落防止設備）

第二十六条 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロックその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設けなければならない。

#### （保安検査場の通路）

第二十七条 航空旅客ターミナル施設の保安検査場（航空機の客室内への銃砲刀剣類等の持込みを防止するため、旅客の身体及びその手荷物の検査を行う場所をいう。以下同じ。）において門型の金属探知機を設置して検査を行う場合は、当該保安検査場内に、車椅子使用者その他の門型の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための通路を別に設けなければならない。

2 5 4 （略）

(旅客搭乗橋)

第二十八条 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋（航空旅客ターミナル施設と航空機の乗降口との間に設けられる設備であつて、当該乗降口に接続して旅客を航空旅客ターミナル施設から直接航空機に乗降させるためのものをいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、第三号及び第四号については、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 一 (略)
- 二 旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が一以上備えられていること。

2 (略)

(客室)

第三十二条 客室には、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを一列車ごとに二以上（三両以下の車両で組成する列車にあつては、一以上）、特別車両以外の車両の座席の近傍に設けなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 一 車椅子使用者が円滑に利用するために十分な広さが確保されていること。
- 二 車椅子使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。
- 三 (略)
- 四 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
- 五 車椅子スペースである旨が表示されていること。

2 (略)

(旅客搭乗橋)

第二十八条 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋（航空旅客ターミナル施設と航空機の乗降口との間に設けられる設備であつて、当該乗降口に接続して旅客を航空旅客ターミナル施設から直接航空機に乗降させるためのものをいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、第三号及び第四号については、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 一 (略)
- 二 旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が一以上備えられていること。

2 (略)

(客室)

第三十二条 客室には、次に掲げる基準に適合する車いすスペースを一列車ごとに一以上設けなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 一 車いす使用者が円滑に利用するために十分な広さが確保されていること。
- 二 車いす使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。
- 三 (略)
- 四 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
- 五 車いすスペースである旨が表示されていること。

2 (略)

- 3 便所を設ける場合は、そのうち一列車ごとに一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものでなければならぬ。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 4 前条第三号の基準に適合する旅客用乗降口と第一項の規定により設けられる車椅子スペースとの間の通路のうち一以上及び一以上の車椅子スペースと前項の基準に適合する便所との間の通路のうち一以上の幅は、それぞれ八十センチメートル以上でなければならぬ。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 5・6 (略)

(乗降口)

### 第三十七条 (略)

- 2 乗降口のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。
  - 一 (略)
  - 二 スロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備(国土交通大臣の定める基準に適合しているものに限る。)が備えられていること。

(車椅子スペース)

第三十九条 バス車両には、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを以上設けなければならない。

- 一 車椅子使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。
- 二 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
- 三 車椅子を固定することができる設備が備えられていること。
- 四 車椅子スペースに座席を設ける場合は、当該座席は容易に折り畳むことができるものであること。
- 五 他の法令の規定により旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を備えることとさ

- 3 便所を設ける場合は、そのうち一列車ごとに一以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものでなければならぬ。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 4 前条第三号の基準に適合する旅客用乗降口と第一項の規定により設けられる車いすスペースとの間の通路のうち一以上及び当該車いすスペースと前項の基準に適合する便所との間の通路のうち一以上の幅は、それぞれ八十センチメートル以上でなければならぬ。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 5・6 (略)

(乗降口)

### 第三十七条 (略)

- 2 乗降口のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。
  - 一 (略)
  - 二 スロープ板その他の車いす使用者の乗降を円滑にする設備(国土交通大臣の定める基準に適合しているものに限る。)が備えられていること。

(車いすスペース)

第三十九条 バス車両には、次に掲げる基準に適合する車いすスペースを以上設けなければならない。

- 一 車いす使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。
- 二 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
- 三 車いすを固定することができる設備が備えられていること。
- 四 車いすスペースに座席を設ける場合は、当該座席は容易に折り畳むことができるものであること。
- 五 他の法令の規定により旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を備えることとさ

- れているバス車両である場合は、車椅子使用者が利用できる位置に、当該ブザーその他の装置が備えられていること。
- 六 車椅子スペースである旨が表示されていること。
- 七 (略)

(通路)

第四十条 第三十七条第二項の基準に適合する乗降口と車椅子スペースとの間の通路の幅（容易に折り畳むことができる座席が設けられている場合は、当該座席を折り畳んだときの幅）は、八十センチメートル以上でなければならない。

2 (略)

(福祉タクシー車両)

第四十五条 車椅子等対応車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 スロープ板若しくはリフト、寝台若しくは担架（以下この項において「寝台等」という。）又はその他の車椅子使用者若しくは寝台等を使用している者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。
- 二 車椅子又は寝台等の用具を備えておくスペースが一以上設けられていること。
- 三 車椅子又は寝台等の用具を固定することができる設備が備えられていること。

四・五 (略)

2 回転シート車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第一条に規定する設備を備えたものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- れているバス車両である場合は、車いす使用者が利用できる位置に、当該ブザーその他の装置が備えられていること。
- 六 車いすスペースである旨が表示されていること。
- 七 (略)

(通路)

第四十条 第三十七条第二項の基準に適合する乗降口と車いすスペースとの間の通路の幅（容易に折り畳むことができる座席が設けられている場合は、当該座席を折り畳んだときの幅）は、八十センチメートル以上でなければならない。

2 (略)

(福祉タクシー車両)

第四十五条 車いす等対応車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 スロープ板若しくはリフト、寝台若しくは担架（以下この項において「寝台等」という。）又はその他の車いす使用者若しくは寝台等を使用している者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。
- 二 車いす又は寝台等の用具を備えておくスペースが一以上設けられていること。
- 三 車いす又は寝台等の用具を固定することができる設備が備えられていること。

四・五 (略)

2 回転シート車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第一条に規定する設備を備えたものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 折り畳んだ車椅子を備えておくスペースが一以上設けられていること。

二・三 (略)

(乗降用設備)

第四十七条 船舶に乗降するためのタラップその他の設備を備える場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。

二・四 (略)

(出入口)

第四十八条 旅客が乗降するための出入口(舷門又は甲板室の出入口をいう。)のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 スロープ板その他の車椅子使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。

2 車両区域の出入口のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 スロープ板その他の車椅子使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。

三 高齢者、障害者等が車両から乗降するための場所であって、次に掲げる基準に適合するもの(以下この号において「乗降場所」という。)が設けられていること。

イ・ハ (略)

(客席)

一 折り畳んだ車いすを備えておくスペースが一以上設けられていること。

二・三 (略)

(乗降用設備)

第四十七条 船舶に乗降するためのタラップその他の設備を備える場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。

二・四 (略)

(出入口)

第四十八条 旅客が乗降するための出入口(舷門又は甲板室の出入口をいう。)のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 スロープ板その他の車いす使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。

2 車両区域の出入口のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 スロープ板その他の車いす使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。

三 高齢者、障害者等が車両から乗降するための場所であって、次に掲げる基準に適合するもの(以下「乗降場所」という。)が設けられていること。

イ・ハ (略)

(客席)

第四十九条 航行予定時間が八時間未満の船舶の客席のうち旅客定員二十五人ごとに一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 椅子席、座席又は寝台であること。

二 四 (略)

2 航行予定時間が八時間以上の船舶の客席のうち旅客定員二十五人ごとに一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 椅子席、座席又は寝台であること。

二 椅子席が設けられる場合は、その収容数二十五人ごとに一以上は、前項第二号から第四号までに掲げる基準に適合するものであること。

三 (略)

(車椅子スペース)

第五十条 旅客定員百人ごとに一以上の割合で、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを車椅子使用者が円滑に利用できる場所に設けなければならない。ただし、航行予定時間が八時間以上であり、かつ、客席として座席又は寝台のみが設けられている船舶については、この限りでない。

一 車椅子使用者が円滑に利用するために十分な広さが確保されていること。

二 車椅子使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。

三 (略)

四 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

五 車椅子を固定することができる設備が設けられていること。

六 車椅子スペースである旨が表示されていること。

(通路)

第五十一条 第四十八条第一項の基準に適合する出入口及び同条第二項

第四十九条 航行予定時間が八時間未満の船舶の客席のうち旅客定員二十五人ごとに一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 いす席、座席又は寝台であること。

二 四 (略)

2 航行予定時間が八時間以上の船舶の客席のうち旅客定員二十五人ごとに一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 いす席、座席又は寝台であること。

二 いす席が設けられる場合は、その収容数二十五人ごとに一以上は、前項第二号から第四号までに掲げる基準に適合するものであること。

三 (略)

(車いすスペース)

第五十条 旅客定員百人ごとに一以上の割合で、次に掲げる基準に適合する車いすスペースを車いす使用者が円滑に利用できる場所に設けなければならない。ただし、航行予定時間が八時間以上であり、かつ、客席として座席又は寝台のみが設けられている船舶については、この限りでない。

一 車いす使用者が円滑に利用するために十分な広さが確保されていること。

二 車いす使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。

三 (略)

四 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

五 車いすを固定することができる設備が設けられていること。

六 車いすスペースである旨が表示されていること。

(通路)

第五十一条 第四十八条第一項の基準に適合する出入口及び同条第二項

の基準に適合する車両区域の出入口と第四十九条第一項又は第二項の基準に適合する客席（以下「基準適合客席」という。）及び前条の規定により設けられた車椅子スペース（以下「船内車椅子スペース」という。）との間の通路のうちそれぞれ一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一～四 （略）

五 スロープ板その他の車椅子使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。

六 通路の末端の付近の広さは、車椅子の転回に支障のないものであること。

2 前項の規定は、基準適合客席及び船内車椅子スペースと船内旅客用設備（便所（第五十四条第三項の規定により準用される第十三条第二項の基準に適合する便所に限る。）、第五十五条の基準に適合する食堂、第五十六条の基準に適合する売店及び総トン数二十トン以上の船舶の遊歩甲板（通常の航行時において旅客が使用する暴露甲板（通路と兼用のものは除く。）であつて、基準適合客席と同一の甲板上にあるものをいう。第五十七条において同じ。）をいう。以下同じ。）との間の通路のうちそれぞれ一以上について準用する。この場合において、前項第一号中「八十センチメートル」とあるのは「百二十センチメートル」と、同項第六号中「支障のないものであること」とあるのは「支障のないものであり、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回し及び車椅子使用者同士がすれ違うことができる広さの場所が設けられていること」と読み替えるものとする。

3 （略）

（昇降機）

第五十三条 第四十八条第一項の基準に適合する出入口及び同条第二項の基準に適合する車両区域の出入口と基準適合客席又は船内車椅子スペースが別甲板にある場合には、第五十一条第一項の基準に適合する通路に、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢

の基準に適合する車両区域の出入口と第四十九条第一項又は第二項の基準に適合する客席（以下「基準適合客席」という。）及び前条の規定により設けられた車いすスペース（以下「船内車いすスペース」という。）との間の通路のうちそれぞれ一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一～四 （略）

五 スロープ板その他の車いす使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。

六 通路の末端の付近の広さは、車いすの転回に支障のないものであること。

2 前項の規定は、基準適合客席及び船内車いすスペースと船内旅客用設備（便所（第五十四条第三項の規定により準用される第十三条第二項の基準に適合する便所に限る。）、第五十五条の基準に適合する食堂、第五十六条の基準に適合する売店及び総トン数二十トン以上の船舶の遊歩甲板（通常の航行時において旅客が使用する暴露甲板（通路と兼用のものは除く。）であつて、基準適合客席と同一の甲板上にあるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）との間の通路のうちそれぞれ一以上について準用する。この場合において、前項第一号中「八十センチメートル」とあるのは「百二十センチメートル」と、同項第六号中「支障のないものであること」とあるのは「支障のないものであり、かつ、五十メートル以内ごとに車いすが転回し及び車いす使用者同士がすれ違うことができる広さの場所が設けられていること」と読み替えるものとする。

3 （略）

（昇降機）

第五十三条 第四十八条第一項の基準に適合する出入口及び同条第二項の基準に適合する車両区域の出入口と基準適合客席又は船内車いすスペースが別甲板にある場合には、第五十一条第一項の基準に適合する通路に、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢



者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものを一以上設けなければならない。

2 前項の規定により設けられるエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 かごの広さは、車椅子使用者が乗り込むのに十分なものであること。

二 (略)

3・4 (略)

5 第四条第九項(同項第一号及び第六号を除く。)の規定は、第一項の規定により設けられるエスカレーターについて準用する。

6 基準適合客席又は船内車椅子スペースと船内旅客用設備が別甲板にある場合には、第五十一条第二項の基準に適合する通路にエレベーターを一以上設けなければならない。

7 (略)

(便所)

第五十四条 (略)

2 (略)

3 第十三条第二項、第十四条(同条第一項第一号、第三号ただし書並びに第四項を除く。)及び第十五条第二項の規定は、他の法令の規定により便所を設けることとされている船舶の便所について準用する。

この場合において、第十三条第二項第一号中「及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所がそれぞれ又は同一の便所として一以上」とあるのは「が一以上」と、第十四条第一項第四号中「車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房」とあるのは「車椅子使用者用便房」と、同条第二項第三号中「腰掛便座、手すりその他の車椅子使用者の円滑な利用に適した設備」とあるのは「手を洗うための水洗器具」と、第十五条第二項中「前条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「前条第一項第二号、第三号(ただし書を除く

者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものを一以上設けなければならない。

2 前項の規定により設けられるエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 かごの広さは、車いす使用者が乗り込むのに十分なものであること。

二 (略)

3・4 (略)

5 第四条第八項(同項第一号及び第六号を除く。)の規定は、第一項の規定により設けられるエスカレーターについて準用する。

6 基準適合客席又は船内車いすスペースと船内旅客用設備が別甲板にある場合には、第五十一条第二項の基準に適合する通路にエレベーターを一以上設けなければならない。

7 (略)

(便所)

第五十四条 (略)

2 (略)

3 第十三条第二項、第十四条(同条第一項第一号及び第三号ただし書並びに第二項第三号を除く。)及び第十五条の規定は、他の法令の規定により便所を設けることとされている船舶の便所について準用する。この場合において、第十四条第二項第四号中「水洗器具」とあるのは「手を洗うための水洗器具」と、第十五条中「前条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「前条第一項第二号、第三号(ただし書を除く。)」と、「同条第二項第二号から第四号まで」とあるのは「同条第二項第二号及び第四号」と読み替えるものとする。

。「と、「高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造のもの」とあるのは「車椅子使用者が円滑に利用することができる構造のもの」と、同項第三号中「腰掛便座、手すりその他の車椅子使用者の円滑な利用に適した設備」とあるのは「手を洗うための水洗器具」と読み替えるものとする。

(食堂)

第五十五条 専ら旅客の食事の用に供する食堂を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一〜三 (略)

四 椅子の収容数百人ごとに一以上の割合で、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造を有するテーブルを配置すること。

五 (略)

(売店)

第五十六条 一以上の売店(専ら人手により物品の販売を行うための設備に限る。)には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該売店に表示するものとする。

(遊歩甲板)

第五十七条 総トン数二十トン以上の船舶の遊歩甲板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 段を設ける場合は、スロープ板その他の車椅子使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。

三〜五 (略)

(基準適合客席、船内車椅子スペース、昇降機、船内旅客用設備及び

(食堂)

第五十五条 もっぱら旅客の食事の用に供する食堂を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一〜三 (略)

四 いすの収容数百人ごとに一以上の割合で、車いす使用者の円滑な利用に適した構造を有するテーブルを配置すること。

五 (略)

(売店)

第五十六条 一以上の売店(もっぱら人手により物品の販売を行うための設備に限る。)には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該売店に表示するものとする。

(遊歩甲板)

第五十七条 総トン数二十トン以上の船舶の遊歩甲板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 段を設ける場合は、スロープ板その他の車いす使用者が円滑に通過できるための設備が備えられていること。

三〜五 (略)

(基準適合客席、船内車いすスペース、昇降機、船内旅客用設備及び

非常口の配置の案内)

第六十条 基準適合客席、船内車椅子スペース、昇降機、船内旅客用設備及び非常口の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。

2 基準適合客席、船内車椅子スペース、昇降機、船内旅客用設備及び非常口の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

(基準の適用除外)

第六十一条 (略)

2 地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下この項において同じ。)が、その構造又は航行の態様によりこの省令の規定により難い特別の事由があると認定した船舶については、第四十七条から前条までに掲げる規定のうちから当該地方運輸局長が当該船舶ごとに指定したものは、適用しない。

3・4 (略)

(通路)

第六十三条 客席数が六十以上の航空機の通路は、第六十五条の規定により備え付けられる車椅子を使用する者が円滑に通行することができる構造でなければならない。

(車椅子の備付け)

第六十五条 客席数が六十以上の航空機には、当該航空機内において利用できる車椅子を備えなければならない。

(便所)

第六十七条 通路が二以上の航空機には、車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便所を一以上設けなければならない。

非常口の配置の案内)

第六十条 基準適合客席、船内車いすスペース、昇降機、船内旅客用設備及び非常口の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。

2 基準適合客席、船内車いすスペース、昇降機、船内旅客用設備及び非常口の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

(基準の適用除外)

第六十一条 (略)

2 地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下この条において同じ。)が、その構造又は航行の態様によりこの省令の規定により難い特別の事由があると認定した船舶については、第四十七条から前条までに掲げる規定のうちから当該地方運輸局長が当該船舶ごとに指定したものは、適用しない。

3・4 (略)

(通路)

第六十三条 客席数が六十以上の航空機の通路は、第六十五条の規定により備え付けられる車いすを使用する者が円滑に通行することができる構造でなければならない。

(車いすの備付け)

第六十五条 客席数が六十以上の航空機には、当該航空機内において利用できる車いすを備えなければならない。

(便所)

第六十七条 通路が二以上の航空機には、車いす使用者の円滑な利用に適した構造を有する便所を一以上設けなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、第三章第一節及び第二節の改正規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この省令の施行前に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第九条第一項の申請又は同条第二項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出をした旅客施設の建設又は改良については、この省令による改正後の移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第四条第八項及び第十項から第十二項まで、第十三条から第十五条まで、第十八条の二並びに第二十条第一項第六号及び第七号の規定は適用せず、なお従前の例による。